

## 広域圏事業の今後のあり方検討会設置要綱

### (設置)

第1条 相楽地域における広域圏事業の諸課題を検討するため、広域圏事業の今後のあり方検討会（以下「検討会」という。）を相楽郡広域事務組合内に設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、理事会に報告する。

- (1) 相楽郡広域事務組合の共同処理事務に関すること。
- (2) その他理事会が必要と認めるもの。

### (組織)

第3条 検討会は、各市町村長が推薦した職員（原則として、課長級以上より2名）で組織し、オブザーバーとして京都府山城広域振興局木津地域総務室長を充てる。

2 検討会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

3 委員長は、代表理事の所属する市町村の委員を、副委員長は、委員の互選によって定める。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、検討会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が座長となる。

### (意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 検討会の庶務は、相楽郡広域事務組合事務局において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和元年11月5日から施行する。